

高知大学医学部附属病院医療事故公表基準

1 目的

医療の透明性を高め、患者さんやご家族と医療従事者との信頼関係の基に、安全で質の高い医療の提供を行うために、本院で発生した医療事故についての公表基準を定める。

2 公表基準

(1) プライバシーの保護

公表にあたっては、患者さん及びご家族の意思を最大限尊重し、プライバシーの保護に配慮するものとする。

(2) 公表対象の医療事故

公表の対象とする医療事故は次のとおりとする。

医療の遂行において、患者さんが本来持っていた疾病や体質などの基礎的条件によるものでなく、医療問題委員会で過失により次の障害を与えたと判断した医療事故。

イ 濃厚な処置や治療を要したもの

ロ 永続的な障害や後遺症が残ったもの

ハ 死亡したもの

医療問題委員会が、医療機関等に周知が図られることで重大な事故発生を回避し得ることが期待されると判断した事例で、病院長が公表すべきと認めた医療事故。

(3) 公表項目

原則として、次の項目とし、患者さん及びご家族の承諾を得た内容に限るものとする。

事故の概要

当該関係者の情報

今後の対策と改善策

その他、必要と思われる事項

(4) 公表時期

事故発生後速やかに行うことを原則とする。

(5) 公表方法

公表は、高知大学ホームページ医療安全管理部 News に掲載して行うことを原則とする。

ホームページアドレス <http://www.kochi-ms.ac.jp/>

(6) 患者さん及びご家族への説明

公表にあたっては、患者さん及びご家族に必要なかつ十分な説明を行い、公表内容の承諾を書面で得ることとする。

3 適用

この基準は、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。